

別表(第3条関係)

注 処分等の回数の算定に当たり、当該処分等を受けた日を起算日として2年以上経過したものは算定の対象から除外する。

区分	該当条項	違反行為	処分等	備考
指定排水設備工事業者に係るもの	条例第7条の6第一号	条例第4条第1項の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行したとき。	1回目:文書警告又は指定の効力の停止(7日以内)	文書警告とするか、指定の効力の停止とするかは、委員会にて決定する。
			2回目:指定の効力の停止(1月以内)	
			3回目以降:指定の効力の停止(6月以内)又は指定の取消し	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会にて決定する。
	条例第7条の6第二号	偽りその他不正な手段により、条例第7条の指定を受けたとき。	指定の取消し	
	条例第7条の6第三号	条例第7条の3第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。	指定の取消し	
	条例第7条の6第四号	条例第7条の3第2項第一号又は第二号に該当するに至ったとき。	指定の取消し	
	条例第7条の6第五号	法人の代表者が条例第7条の6第四号に該当するとき。	指定の取消し	
	条例第7条の6第六号	その施行する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えたとき。	1回目:指定の効力の停止(3月以内)	
			2回目以降:指定の効力停止(6月以内)又は指定の取消し	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会にて決定する。
		その施行する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えるおそれがあるとき。	1回目:文書警告又は指定の効力の停止(7日以内)	文書警告とするか、指定の効力の停止とするかは、委員会にて決定する。
2回目以降:指定の効力の停止(1月以内)				
排水設備工事責任技術者に係るもの	条例第7条の11第一号	条例第7条の3第2項第二号又は条例第7条の8第5項第一号に該当するに至ったとき。	登録の取消し	
	条例第7条の11第二号	条例第7条の10の規定に違反する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理をしたとき。	1回目:文書警告又は登録の効力の停止(7日以内)	文書警告とするか、登録の効力の停止とするかは、委員会にて決定する。
			2回目:登録の効力の停止(1月以内)	
			3回目以降:登録の効力の停止(6月以内)又は登録の取消し	登録の効力の停止とするか、登録の取消しとするかは、委員会にて決定する。
			1回目:文書警告	
	2回目以降:登録の効力の停止(1月以内)			
条例第7条の11第三号	偽りその他不正な手段により、条例第7条の7の登録を受けたとき。	登録の取消し		
指定試験等機関に係るもの	条例第7条の15第一号	条例第7条の13第1項各号又は第2項第一号に規定する要件に適合しなくなったとき。	指定の取消し	
	条例第7条の15第二号	条例第7条の14第3項に規定する指示に従わないとき。	1回目:文書注意又は文書警告	管理者の指示に従い、改善措置を講じるよう文書にて注意又は警告する。
			2回目:事務の停止(一部又は全部)	停止の範囲及び期間は、委員会で決定する。
			3回目以降:指定の取消し	
条例第7条の15第三号	天災その他管理者がやむを得ないと認める事由により試験等事務を行うことが困難となつたとき。	事務の停止(一部または全部)	停止の範囲及び期間は、委員会で決定する。	